

東京大学生産技術研究所 特任助教（特定有期雇用教職員）【女性限定】 公募要領

1. 職名・採用人数： 特任助教（女性限定） 1名
2. 勤務形態： 常勤（特定有期雇用教職員）
3. 所 属： 東京大学生産技術研究所 情報・エレクトロニクス系部門
※変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
4. 勤務場所： 東京都目黒区駒場4-6-1
5. 業務内容： 生産技術研究所 情報・エレクトロニクス系部門が対象とするデバイス・物性、情報・通信等のうち、いずれかの専門分野の研究に取り組むとともに、学生の教育及び研究指導に従事する。
※変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6. 応募資格： 博士の学位を有するか、着任時までに確実に取得できる見込みであること。
女性であること
7. 任 期： 着任時期は要相談。雇用契約は年度ごとで、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ契約を更新する場合がある。雇用契約は最長で雇用開始から5年後までとする。ただし、本学における別公募での再雇用を妨げるものではない。
※試用期間あり（14日）
8. 給 与： 本学の就業規則に基づき、経験、業績等に応じて月額40万円～50万円程度（業績・成果手当を含む）を支給。通勤手当は、本学の支給要件を満たす場合に支給。昇給制度なし。
9. 就業日： 週5日勤務（月～金）
※土日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休日。
10. 就業時間等： 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分、週38時間45分勤務したものとみなす。
11. 休 暇： 年次有給休暇、特別休暇 等
12. 社会保険等： 共済組合、雇用保険、労災保険については法令の定めるところにより加入。
13. 提出書類： 1) 履歴書（写真添付のこと）
東京大学統一履歴書フォーマット（下記 URL）を用いて作成すること。
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

- 2) 業績リスト（論文リスト、口頭発表リスト等）
- 3) 主要論文（3 編以内）。業績リストに印を付け分かるようにすること。
- 4) これまでの研究概要（A 4 で 2 枚以内）
- 5) 今後の研究計画（A 4 で 2 枚以内）
- 6) 応募者に関して所見を伺える方 2 名の氏名・所属・電子メールアドレス

※以上の全てをまとめて単一の PDF ファイル（サイズ 100 MB 以下）を作成すること。書類は日本語と英語のどちらでも構わない。

- 5) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書(下記 URL からダウンロードしてください)

https://drive.google.com/drive/folders/1WyZtFYThRkP1_7XWq0vf23_eHWn-YtVx?usp=sharing

14. 公募締切日：令和 8 年 2 月 27 日（金曜日）（必着）

※適任者の採用が決まり次第、募集を締め切ることがあります。

15. 選考方法：書類選考の上、対象者に対して対面またはオンラインで面接を実施する。
面接に必要な旅費、滞在費等は応募者の負担とする。

16. 書類送付先：下記のフォームから、氏名、メールアドレスと共に提出すること。

（Google アカウントでログインして ください）

<https://forms.gle/skLwMTmMh4M94LSa9>

17. 問い合わせ先： 情報・エレクトロニクス系部門主任・教授 佐藤洋一

Email : ysato@iis.u-tokyo.ac.jp

17. 募集者名称： 国立大学法人東京大学

18. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

19. その他：

- 応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。
- 応募書類は原則として返却いたしません。
- 東京大学は男女共同参画を推進しており、本公募では「男女雇用機会均等法」第 8 条の規定（女性労働者に係る措置に関する特例）に則り、女性教員の割合が相当程度少ない現状を積極的に改善するための措置として、女性に限定した公募を実施します。
- 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。